

令和5年度 第4回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和5年7月14日(金) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 天 埜 幸 治 委員(教育長職務代理者) 後 藤 小百合 委 員 高 山 智 司 委 員 太 田 光 則 委 員 上 田 恭 子
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 石 黒 直 人 教 育 部 参 事 浅 井 努 学 校 教 育 課 長 瀬 尾 光 生 涯 学 習 課 長 大 沼 賀 敬 ス ポ ー ツ 課 長 高 山 敬 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 神 谷 貢 代 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 小 崎 充 代 学 校 教 育 課 総 務 係 長 山 内 裕 二
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 第3回定例会会議録の承認について 日程第3 議案第5号 令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案 日程第4 議案第6号 清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案 日程第5 議案第7号 「ラーケーションの日」の実施案について 日程第6 議案第8号 令和6年度使用小中学校教科用図書採択について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 後 藤 小百合 委 員 太 田 光 則 委 員

議事の経過

○ 開会

天埜教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和5年度 第4回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

天埜教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、後藤委員と太田委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

日程第2 第3回定例会会議録の承認について

天竺教育長 日程第2、「令和5年度第3回定例会会議録の承認」についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の瀬尾でございます。
それではお手元の令和5年度第3回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時は、令和5年6月16日、金曜日、午前9時30分開会でございます。
出席委員につきましては、天竺教育長ほか3名の方の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、8名の教育部職員でございました。日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、令和5年第2回定例会会議録の承認、日程第3、専決第18号 専決処分した事件の承認から日程第5、議案第4号 夏季休業中における学校閉校日の実施案についてまで、それぞれ承認、可決等をいただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから5ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

天竺教育長 これより、内容確認のために少し時間を取った後、質疑を行います。
質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)
質疑なしと認めます。
これで、質疑を終わります。
これより、採決を行います。「令和5年度第3回定例会会議録」については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、「令和5年度第3回定例会会議録」については、原案のとおり承認されました。
この定例会閉会后、高山委員と上田委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 議案第5号 令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案について

天竺教育長 日程第3、議案第5号、「令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校給食センター管理事務所長 挙手)
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長 はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。
議案第5号、「令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案」について。上記の議案を提出する。令和5年7月14日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。
提案理由です。この案を提出するのは、物価高騰の影響を受ける子育て世

帯等の家計支援を目的に、清須市立小学校の児童及び清須市立中学校の生徒に係る給食費の額を令和5年9月1日から同年11月30日までの間、月額0円とする取扱いを行うために必要があるからです。

1枚おめくりいただきまして、令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案でございます。内容といたしましては、清須市学校給食センター管理運営規則で規定している児童生徒の給食費の月額、小学校は4,100円、中学校は4,800円でございますが、これを今年度9月分から11月分までの3ヶ月間、0円とするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これより、採決をいたします。議案第5号「令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。

従って、議案第5号「令和5年度における給食費の額の特例に関する規則案」については、原案の通り可決されました。

日程第4 議案第6号 清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案について

天竺教育長

日程第4、議案第6号、「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の瀬尾でございます。議案第6号、清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案について。

上記の議案を提出する。令和5年7月14日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、物価高騰の影響を受ける子育て世帯等の家計支援を行うため、令和5年度における給食費の額の特例に関する規則の規定により、当該児童等に係る給食費の額が0円となる者以外の者に対する支援として、学校給食費等臨時給付金を支給する必要があるからです。

日程第3で可決されました「令和5年度における給食費の額の特例に関する規則」は、学校給食センターの給食を食している児童生徒の給食費を9月

1日から11月30日までの間、無償化する支援となりますが、私立小中学校や特別支援学校等の市外の学校に通う児童生徒や、何等かの事情があり、給食を食していない在學生には、給食費相当額を支給することにより、市内在住の小中学生を養育する保護者への支援を行うため、実施要綱を制定するものになります。

10月初旬には、対象者へ申請書類を郵送するよう準備を進めてまいります。よろしくお願いいたします。

天竺教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第6号「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案」については、原案の通り決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第6号「清須市学校給食費等臨時給付金支給事業実施要綱案」については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第7号 ラーケーションの日の実施案について

天竺教育長

日程第5、議題第7号、「ラーケーションの日の実施案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(教育部参事 挙手)

教育部参事。

教育部参事

はい。教育部参事の浅井でございます。議案第7号、ラーケーションの日の実施案について。上記の議案を提出する。令和5年7月14日提出。清須市教育委員会教育長、天竺幸治。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校に通う子供たちが「ラーケーションの日」として休みを取得することで、学校外において保護者等とともに自主学習活動する機会を創設するために必要があるからです。1枚おめくりください。実施案となります。

愛知県「休み方改革」の一環として、家族と子供と一緒に過ごせる仕組みを創設するため、清須市立学校に通う子供たちが、保護者等の休暇に合わせて学校を休み、保護者等とともに、校外、家庭や地域での体験や、探究の学び・活動を考え、企画実行するものであります。この日は、ラーニングとバケーションを組み合わせた造語である、ラーケーションの日といたしまして、校外での自主学習活動と位置づけられるため、学校に登校しなくても、欠席の扱いとはいたしません。取得できる日数は、年3日までであり、今年度は、年度の途中からとなるため、2日までとなります。保護者には、愛知県が作成したリーフレットを基に、2学期に入りましたら周知を図ります。

よろしくお願いたします。

天埜教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。
(後藤委員 挙手)

後藤委員。

後藤委員

ラーケーションにつきましては、今年度のみならず、来年度以降も実施するという認識でよろしいでしょうか。
(教育部参事 挙手)

教育部参事

来年度も引き続き実施していく予定でございます。

天埜教育長

ほかに、質疑はありませんか。
(高山委員 挙手)

高山委員。

高山委員

ラーケーションを取得した日の扱いはどうなるでしょうか。
(教育部参事 挙手)

天埜教育長

教育部参事。

教育部参事

欠席扱いとはせずに、出席停止の扱いになります。その日の授業につきましては、ご家庭で自習を行っていただくという形になります。

天埜教育長

ほかに、質疑はありませんか。
(太田委員 挙手)

太田委員。

太田委員

ラーケーションで授業が受けられない日については家庭で自習をするということでしたが、ラーケーションで休んだために授業に取り残されてしまったということがないような仕組み作りがあるといいかなと思います。

天埜教育長

ご意見ということでよろしいでしょうか。そのほか何かご意見はありますでしょうか。
(上田委員 挙手)

上田委員。

上田委員

こちらの資料の「ご留意いただきたいこと」という項目には「ラーケーションの日は事前に届け出る」とありますが、これは具体的にどういった計画で届け出るのでしょうか。
(教育部参事 挙手)

天埜教育長

教育部参事。

教育部参事

ラーケーションの日につきましては、事前に各学校に提出ということになります。給食については只今検討しておりますが、早く提出していただいてラーケーションの日の給食についても対応ができるようにしたいと思いません。

上田委員 (上田委員 挙手)
もう1点よろしいでしょうか。ラーケーションの保護者への周知をこれから学校で文書等で行っていただくとは思いますが、文書を見られなかった、気付かなかった保護者がいて、ラーケーション自体を知らなかった場合、取得する人と取得しない人ができるとは思いますが、その点についてはどうなるのでしょうか。

(教育部参事 挙手)

教育長 教育部参事。

教育部参事 必ずとらなければいけないという制度ではないんですけれども、保護者には文書で周知するとともに、県のホームページの方にも7月の中旬くらいにラーケーションに関する情報が公開され周知する予定です。

天埜教育長 ほかに、質疑はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

これより、討論を行います。討論はありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。
これより、採決をいたします。議案第7号「ラーケーションの日の実施案」については、原案のとおり決定することに、賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第7号「ラーケーションの日の実施案」については、原案の通り可決されました。

日程第6 議案第8号 令和6年度使用小中学校教科用図書の採択について

天埜教育長 日程第6、議題第8号、「令和6年度使用小中学校教科用図書の採択」についてを議題といたします。
本議案については、教科書採択の審議にあたり、静謐な環境を保つため、非公開の取り扱いとすることに、ご異議ありませんか。
(委員より、「なし。」の声あり)

全員ご異議なしと認め、非公開とします。
(※ 会議録は別途作成)

○ 閉会

天埜教育長 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。
これで、令和5年度 第4回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 天 埜 幸 治

署名委員 後 藤 小百合

署名委員 太 田 光 則